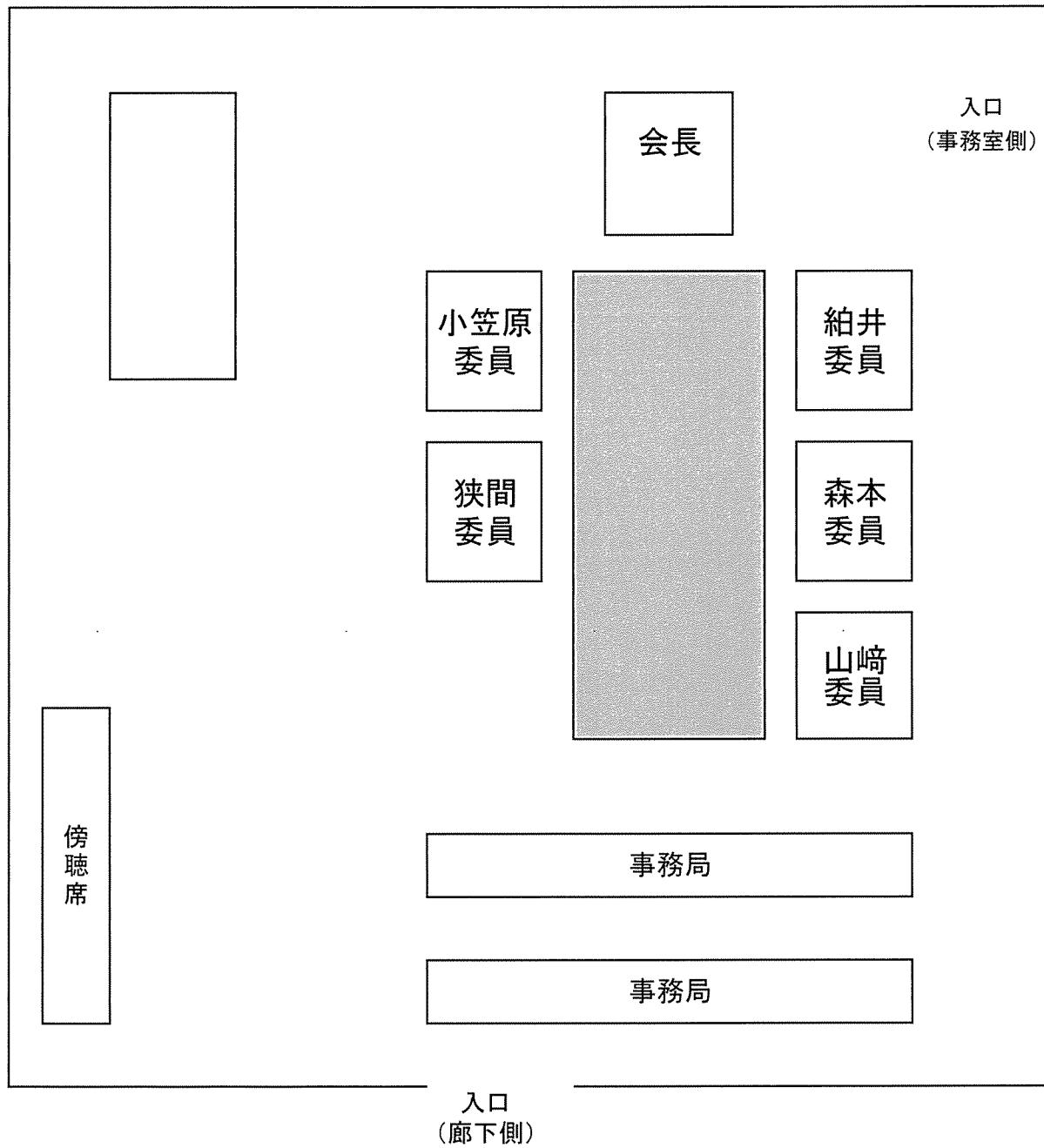


資料1-①

奈良県公契約審議会 座席表

平成28年6月29日(水)
奈良県庁 会計管理者室



奈良県公契約審議会委員名簿

(ふりがな) 委員氏名	出身団体の役職名等	連絡先 (連絡先TEL)
(おがさわら てつじ) 小笠原 哲治	奈良労働局 労働基準部長	奈良労働局労働基準部 0742-32-0204
(かせい ただし) 紺 井 憲	一般財団法人 南都経済研究所会長	(一財) 南都経済研究所 0742-72-0711
(はざま かよこ) 狭 間 香代子	関西大学 人間健康学部教授	関西大学 06-6368-1121
(もりもと てつじ) 森 本 哲次	全労済奈良県本部顧問	全労済奈良県本部 0742-23-6031
(やまざき やすこ) 山 崎 靖子	古都の風法律事務所 弁護士	古都の風法律事務所 0742-20-0510

(五十音順)

資料2-①

平成二十六年十月二十四日
奈良県規則第三十四号

奈良県公契約審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定に基づき、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- 一 条例第二条第二号に規定する特定公契約の種類及び金額
- 二 奈良県公契約条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十三号。以下この条において「施行規則」という。）第五条第一項に規定する評価
- 三 施行規則第五条第二項に規定する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、条例及び施行規則に関し重要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値に関し優れた識見を有する者の中から知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに審議会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、会長は、議決に加わる権利を有しない。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、会計局総務課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

資料 2 - ②

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、県政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

ア 法令等の規定により会議が非公開とされている場合

イ 奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号）第 7 条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議等を行う場合

ウ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3 の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を奈良県のホームページへの掲載等により、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、原則として当該会議の開催日の 1 週間前までに、奈良県のホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、次の事項を県民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りでない。

ア 開催の日時及び場所

イ 会議の議題

ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続

エ 問い合わせ先

オ その他必要な事項

6 公開の方法

(1) 審議会等は、会議を開催するときは、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を規定した傍聴要領を定めるものとする。

7 議事録等の公開

(1) 審議会等は、原則として、奈良県のホームページへの掲載等により、会議の終了後速やかに、議事録を閲覧に供するものとする。

(2) 審議会等は、不開示情報があること等により議事録を公開できない場合であっても、会議の概要を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 その他

この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

9 施行期日等

(1) この指針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(2) この指針の施行の際現に存する審議会等は、会議の公開又は非公開に係る事項を検討し、公開できる会議については、準備が整えば速やかに会議の公開を実施するものとする。

奈良県公契約審議会運営要領（案）

平成 年 月 日審議会決定

1 趣旨

奈良県公契約審議会規則（平成26年10月奈良県規則第34号）第9条の規定に基づき、奈良県公契約審議会の運営に関し次のとおり定める。

2 審議会の公開又は非公開

奈良県公契約審議会の会議は、原則として公開するものとする。

3 会議開催の周知

(1) 会議を公開するに当たっては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づいて、会議の開催の周知をする。

(2) 周知事項

- ア 会議の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続き
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

4 公開の方法

(1) 審議会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県公契約審議会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

(3) 傍聴による手続は、(2)の「奈良県公契約審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

5 議事録

(1) 審議会においては、議事録を作成する。

(2) 議事録は、原則として公開とする。

(3) 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の日時及び場所
- イ 出席委員及び欠席委員の氏名
- ウ 議事内容
- エ その他

(4) 会長及び会長が会議において指名する委員2名は、議事録に署名する。

(5) 議事録は、複写したものを委員に配布する。

(6) 議事録を奈良県ホームページに掲載する。

(7) 議事録の様式については事務局に一任する。

6 運営要領の疑義

この運営要領に関し疑義が生じたときは、会長がこれを決める。ただし、異議があるときは、委員会の議決によるものとする。

奈良県公契約審議会傍聴要領（案）

奈良県公契約審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
 - (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
 - (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (6) 携帯電話等を使用しないこと。
 - (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
 - (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

奈良県公契約条例の概要

目的

- 公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もつて地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

責務

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

基本方針

(1) 社会的価値の評価

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

(2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。
 ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。
 イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

公契約の定義

- 県が発注する建設工事の請負契約
- ②県が業務を委託する契約
- ③県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

社会的価値の評価

評価項目の種類

評価方法	
建設工事	業者格付け時
業務委託	特定公契約の総合評価入札の評価時
指定管理	特定公契約の公募による審査時

- ・各項目の該当状況により加点評価
- ・※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

法定労働条件の遵守

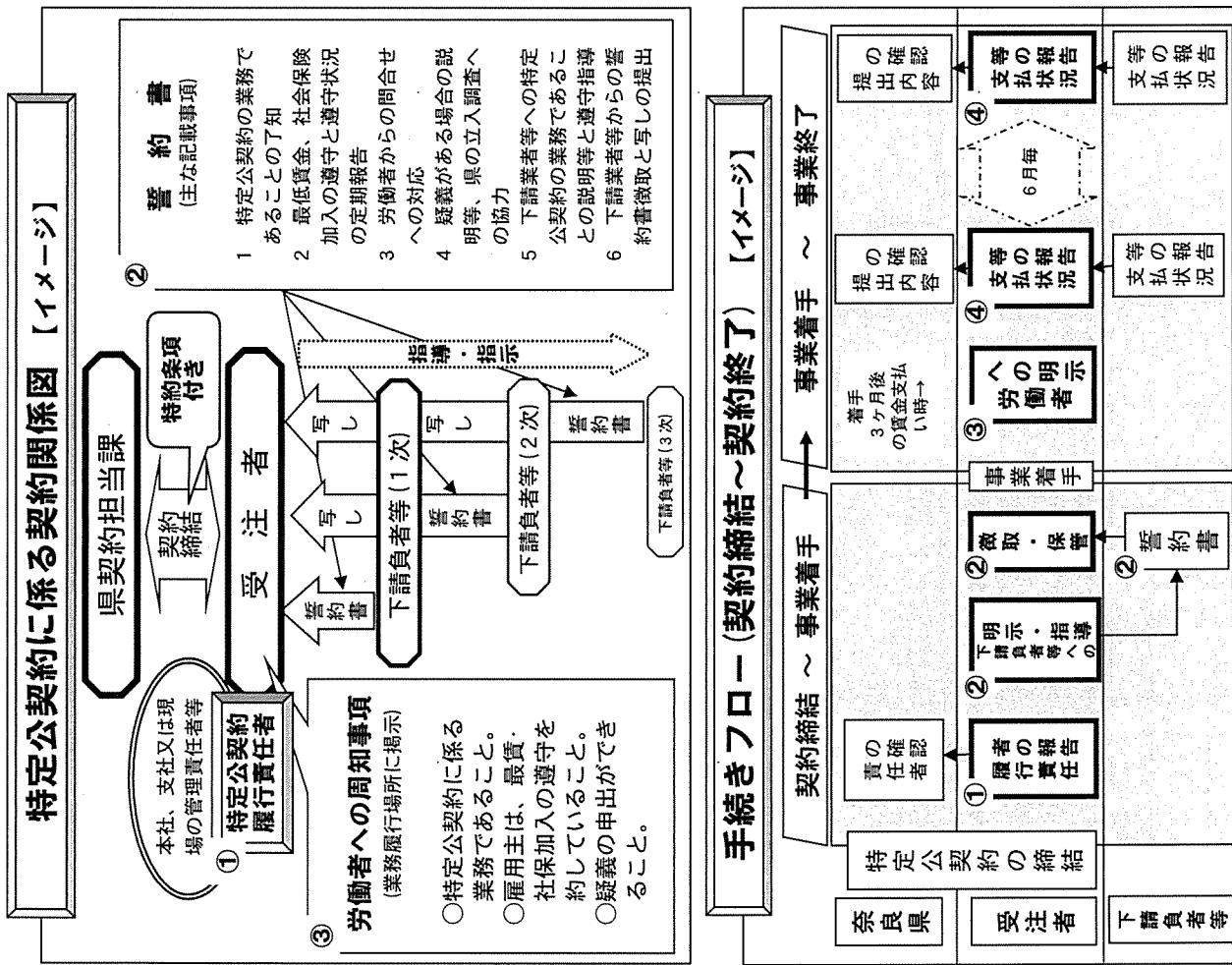
公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行つ義務を負う。

特定公契約の範囲

建設工事	予定価格 3 億円以上
業務委託 (下記業務)	予定価格 3 千万円以上
指定管理 (下記業務)	委託料上限額 3 千万円以上

業務委託及び指定管理に係る特定公契約に該当する業務の範囲
 次の業務のいずれかを含む内容の公契約(契約期間が6ヶ月を超えるもの)
 ア 建物及び土地における清掃業務、警備業務(機械警備業務を除く。)、
 イ 駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿泊直営業務又は電話交換業務
 ウ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

奈良県公契約条例の概要



特定公契約に係る契約關係圖 [イメージ]

課担当契約県

① 特定公契約
履行責任者

③ 労働者への周知事項
(業務履行場所に掲示)

- 特定公契約に係る業務であること。
- 雇用主は、最質・社保加入の遵守を約していること。
- 疑義の申出ができるること。

手続書フロード（契約締結～契約終了）[イメージ]

10

```

graph TD
    A[契約締結～事業着手] --> B[特定公契約の締結]
    B --> C[履行責任]
    C --①--> D[下請負者等への明示・指導]
    D --②--> E[徴取・保管]
    E --③--> F[労働者への明示]
    F --④--> G[支払状況報告]
    G --④--> H[支払の確認提出内容]
    H --> I[3ヶ月後の賃金支払い時→]
    I --> J[事業着手]
    J --> K[事業着手の確認提出内容]
    K --> L[支払状況報告]
    L --> M[支等の報告]
    M --> N[6月毎]
    N --> O[支払の確認提出内容]
    O --> P[支払状況報告]
    P --> Q[支等の報告]

```

奈良県

受注者

下請負者等

事業着手～事業終了

契約締結～事業着手

等
置
措
反
違

卷之二

(1) 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反
　・報告しない
　・虚偽の報告

(2) 立入調査への協力義務違反
　・拒否・妨害等

(3) 必要な措置を講じた結果の報告義務違反

(評価への反映) 上記の入り参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は公募に係る審査(指定管理)において、一定の減点を行う。

公契約審議会

公契約執行適正化委員会

○平成27年4月1日施行
※ 施行日以降に公告等の評
ただし、社会的価値の評

報告の対象となるる範囲は、経営者、管理者等に従事する労働者等を除くに従事しない職員に限る。

公 契 約 条 例 の 実 施 状 況

1 公契約条例の要点

「公契約条例の対象

建設工事	予定価格 3億円以上
業務委託	予定価格 3千万円以上
指定管理	委託料上限額 3千万円以上

実現すべき事項

(1) 法令の遵守	確認対象	確認方法
違反事項	受注者 (下請業者を含む)	賃金支払報告書 により確認
◆最低賃金の遵守 ◆社会保険加入の遵守		

(2) 社会的価値の実現

評価項目の種類	実現方法
① 「奈良県社員・シャイ」 職場づくり推進企業」 障害者雇用 保護観察対象者等雇用	建設工事 業者格付け時に評価 業務委託 総合評価入札時に評価 指定管理 公募に係る審査時に評価
②	
③	

2 実施状況 (Output)

H28年4月15日現在

◆ 契約件数

・建設工事 **16件**

・業務委託 **8件**

・指定管理 **1件**

上記のうち

◆ 賃金支払報告書 提出済

・建設工事 **7件 (25人)**

3 効果測定 (Outcome)

(1) 最低賃金・社会保険加入の遵守

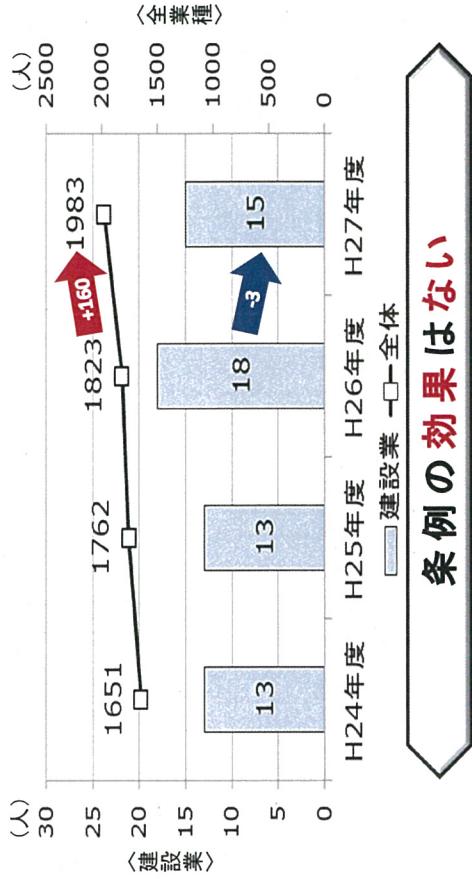
特定労働者 25人

- ◆ 賃金状況
「730円～2,610円」
- ◆ 社会保険
「加入を確認」

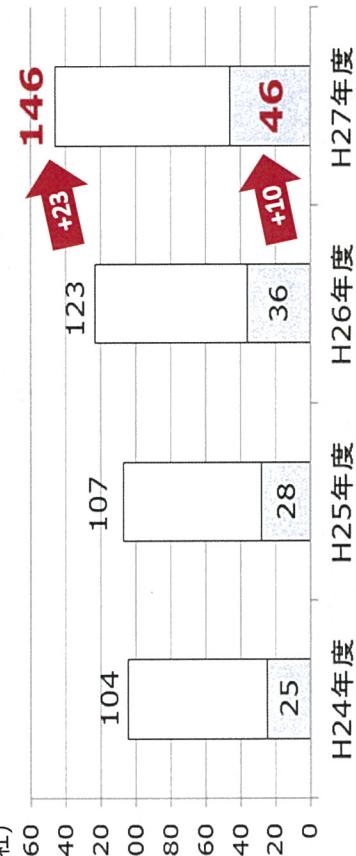
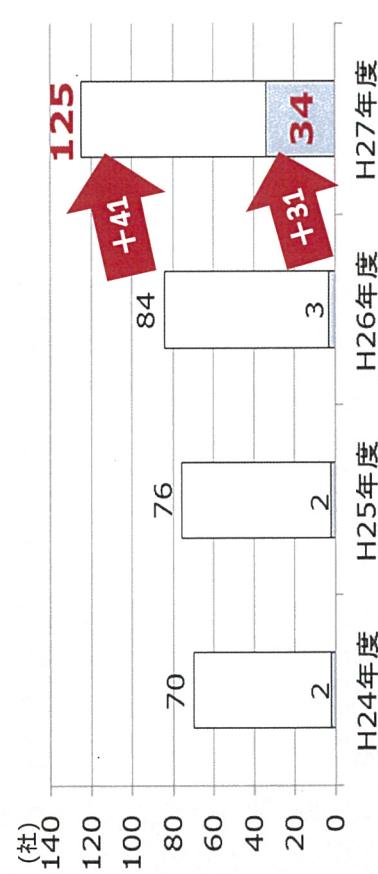
法令遵守を確認

(2) 社会的価値の実現

①社員・シャイン職場づくり
推進企業 登録社数



③保護観察者等の
協力雇用主数



④効果の可能性
条例の効果は不明